

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律案について

金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用、「金融経済教育推進機構」の設立、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（2023年3月）。

第2節 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案について

デジタル化への対応、スタートアップ企業の上場日程短縮のための措置を講ずる「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(2023年3月)。

第3節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取組みや制度整備を行った。

1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取組み

企業と投資家との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情報の開示の好事例集」の公表・更新を行っているところ、今事務年度は、2023年1月施行の改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」において新たに開示が求められている「サステナビリティ情報」等の記載項目の参考となる好事例等を取りまとめ、公表した（2023年1月31日公表、2023年3月24日最終更新）。（別紙1参照）

2. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日公表）では、四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書（第1・第3四半期）を廃止して取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されたが、併せて、その具体化に向けた課題や、サステナビリティ開示に関するサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化やロードマップについて、引き続き検討することとされた。

2022年10月以降、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、これらの事項について審議を行い、主に以下の内容が盛り込まれた「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表した（2022年12月27日）。（別紙2、3参照）

- ① 四半期決算短信への「一本化」に当たり、四半期決算短信を一律義務付けるとともに、四半期決算短信に投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）を追加すること等
- ② サステナビリティ開示について、SSBJや今後策定される開示基準の法令上の枠組みの中で位置付けるとともに、ロードマップを作成

また、上記①に関して、2023年通常国会に金融商品取引法の改正法案が提出された（2023年3月）。

3. 企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

(1) サステナビリティ情報の開示等に関する改正

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年6月13日公表)を踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書(以下「有価証券報告書等」という。)において、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設やコーポレート・ガバナンスの状況に係る開示の拡充を図る内閣府令等の改正を行った(2023年1月31日公布・施行)。(別紙4、5参照)

(2) 「重要な契約」に関する改正

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年6月13日公表)を踏まえ、有価証券報告書等及び臨時報告書における「重要な契約」の開示について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容の具体化等を内容とする内閣府令等の改正についてパブリック・コメント手続きを実施した(2023年6月30日)。

(3) IPO公開価格設定プロセスの見直し

日本証券業協会における「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ報告」(2022年2月28日公表)において、上場日程の短縮化や日程設定の柔軟化等が課題とされたこと等を踏まえ、以下の対応を行った。

- ① 仮条件の範囲外で公開価格を決定する場合や公開価格決定と同時に売出株式数を変更する場合における訂正届出書の効力発生日の取扱いを明確化するため、企業内容等開示ガイドラインを改正(2023年6月30日適用)。(別紙6参照)
- ② 上場承認前に提出する有価証券届出書の記載事項・位置付け等を定めることを内容とする内閣府令等の改正についてパブリック・コメント手続きを実施(2023年6月30日)。

II 開示諸制度の運用

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査(法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、「収益認識に関する会計基準」の公表を踏まえた財務諸表等規則の改正及び「時価の算定に関する会計基準等」の公表を踏まえた財務諸表等規則の改正を審査)、②重点テーマ審査(特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、「収益認識に関する会計基準」を審査)を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウエ

ブサイト等に公表した（2023年3月24日）。

（2） その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っている。例えば、大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書等について、その記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	4件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

有価証券の勧誘・販売が「有価証券の募集」に該当し、募集金額が1億円以上となる場合、事前に有価証券届出書の提出が必要となるが、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例（いわゆる無届募集）が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、EDINETのシステム再構築を行った。本事務年度の状況は次のとおりである。

1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. EDINETのシステム再構築

EDINETのシステム再構築について、2020年10月から構築作業を開始し、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進め、2023年1月にシステム更改を行った。システム更改に当たっては、利用者の利便性向上のため、EDINETで公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長等を行った。

更改後のシステムの運用及び保守については、一般に新システムの稼働初期に

においては不具合が生じる可能性が高いことに十分留意した体制の構築を行い、安定運用及び情報セキュリティの確保に努めた。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) IFRSの任意適用企業の拡大促進

IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2023年6月末時点で278社、全上場企業の時価総額の46.5%まで増加した。（別紙7参照）

IFRSへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況については、企業会計審議会総会・第9回会計部会（2022年9月）、企業会計審議会総会（2023年4月）及び第10回会計部会（2023年6月）において審議が行われた。

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、のれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

なお、ASBJは、国際会計基準審議会（IASB）が公表した公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（IAS第12号の修正案）」に対して、我が国の関係者の意見を踏まえたコメントを提出した（2023年3月）。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み等が進められており、2022年10月に「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を公表したほか、2023年5月、「リースに関する会計基準」等に関する公開草案が公表され、コメントの募集が開始された。そのほか、金融商品会計基準の見直しに向けた検討等も進められている。

金融庁では、ASBJにおいて改正を公表した「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等を踏まえ、内閣府令を改正した（2023年3月）。

(4) 国際会計人材の育成

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）において、「国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク」¹の登録者等を対象に、ISSBセミナー

¹ IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。2023年2月には、昨今のサステナビリティ開示基準に関する国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築することが求められている状況を鑑み、ネットワークの名称が変更された。同ネットワークへの登録者は、2023年3月時点で1477名となっている。

「サステナビリティ情報開示の未来像を考える」(2022年10月)及びIASBセミナー「IFRS会計基準を巡る最新動向」(2023年2月)が開催された。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され(別紙8参照)、「監査法人のガバナンス・コード」の策定(別紙9参照)、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」(第一次報告、第二次報告)の公表(別紙10、11参照)等の取組みが行われてきた。

こうした中、その後の経済社会情勢の変化に伴って、監査品質に対する社会からの期待の高まり、公認会計士が担う役割の広がり、働き方の多様化、AIを含むITを活用した監査手法の導入・開発の進展、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心の高まりなど、会計監査を巡る環境に変化がみられている。

このような環境変化に対応するため、2021年9月より、「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」が開催され、同年11月12日、会計監査の信頼性確保、公認会計士の能力発揮・能力向上、高品質な会計監査を実施するための環境整備等を内容とする論点整理が取りまとめられた。(別紙12参照)

さらに、当該論点整理を踏まえ、公認会計士制度に関する事項については、2021年11月より、「金融審議会公認会計士制度部会」において議論され、2022年1月4日、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等を内容とする報告が取りまとめられた(別紙13参照)。

同報告の内容を踏まえ、2022年3月1日、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。同法律案は、2022年通常国会において5月11日に成立し、同月18日に公布された(令和4年法律第41号)。(別紙14参照)

2. 改正公認会計士法を踏まえた対応

(1) 公認会計士法改正に伴う政令・内閣府令の改正

改正公認会計士法の施行に伴い必要となる制度整備として、上場会社等監査人登録制度に係る「上場会社等」の範囲、登録拒否要件及び業務管理体制の整備義務、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の適用対象社員の範囲等を定める改正政令・内閣府令が令和5年1月に公布され、同年4月1日に施行された。(別紙15参照)

(2) 監査法人のガバナンス・コードの改訂

改正公認会計士法に伴う関係内閣府令の改正により、上場会社監査を行う監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や

充実した情報開示を行うための体制を整備することが義務付けられた。こうした状況を踏まえ、2022年10月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を再開し、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう議論が行われ、中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進のほか、監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を主な改訂内容とする、改訂版監査法人のガバナンス・コードが2023年3月に公表された。(別紙16参照)

(3) 「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」の改訂

2023年4月に開催された企業会計審議会総会において、財務報告に係る内部統制の実効性向上を図る観点から、経営者が内部統制の評価範囲を検討する際に適切なリスクアプローチを徹底するとともに、その評価範囲の決定の考え方について充実した開示を求めること、国際的な内部統制の枠組みの改訂を踏まえ、内部統制の基本的枠組みを見直すことを内容とした、「財務報告に係る内部統制基準・実施基準」の改訂を行った。(別紙17参照)

(4) 「監査上の主要な検討事項(KAM)」の充実化に向けた取組み

「監査上の主要な検討事項(KAM)」の実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント2022」の公表を行った(2023年2月17日公表)。(別紙18参照)

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた3監査法人に対し業務改善命令を発出したほか、継続的専門研修(CPE)の履修義務不履行者に対する懲戒処分を実施するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2022年7月	公認会計士7名	戒告	継続的専門研修の履修義務の不履行(注)
2022年7月	公認会計士3名	業務停止1月、 業務改善指示	継続的専門研修の履修義務の不履行(注)
2022年9月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務)

			停止処分)
2023年1月	監査法人ハイビスカス	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2023年3月	ひびき監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2023年6月	赤坂有限責任監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営

(注) 日本公認会計士協会からの継続的専門研修(CPE)の履修義務不履行者に係る行政処分請求を受け、調査を行った結果、処分を行ったもの。

(参考)

	2019年 6月末	2020年 6月末	2021年 6月末	2022年 6月末	2023年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	31,153	31,784	32,465	33,192	34,356
監査法人の数 (法人)	237	246	262	278	281

Ⅶ I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は東京に事務局を設置する監査監督当局の国際機関であり、54 カ国・地域の当局が加盟している（2023 年6月現在）。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟している。（別紙 19、20 参照）I F I A Rではグローバルな監査品質の向上に向けて、加盟当局の能力向上に向けた取組みや財務報告エコシステム¹におけるステークホルダーとの対話等を行っている。

2021 年4月より I F I A R副議長を務めていた当庁総合政策局審議官（国際担当）兼公認会計士・監査審査会事務局長が、2023 年4月に米国ワシントンDCで開催された I F I A R本会合においてアジアから初めて議長に選出された（任期は2年間）。

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、I F I A R議長国（2023 年4月までは副議長国。以下同じ。）として、監査や監査監督を巡る新規課題全般に関する意見交換を I F I A R内で機動的に実施できる体制構築に大きく貢献したほか、メンバー間で関心が高い ESGについてはサステナビリティ保証に係るタスクフォースの設立を含む I F I A R内の議論・対応を牽引し、組織運営を主導した。また、6大監査法人ネットワーク CEOを含む各種ステークホルダーとの対話等にも議長として I F I A Rを代表して参加した。さらに、I F I A Rメンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとする I F I A R未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行った。

I F I A Rに加盟する当局として、全てのワーキング・グループの活動や、ワーキング・グループ及びタスクフォース内での個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加することで、I F I A Rの活動に貢献した。特に、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議ではリード役として議論を取り仕切ったほか、検査に係る経験や課題の共有を目的としたワークショップでは中小監査法人に対する検査についてプレゼンテーションを実施した。

I F I A Rの活動を通じて得られた知見については、監査法人のモニタリング等に活かすために内部で共有したほか、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点からも活用した。具体的には、監査品質に関する意識と検査能力の一層の向上に資するよう、I F I A Rの検査ワークショップの内容に関する研修を検査官向けに実施した。また、国内における会計監査税務や経済界、金融資本市場関係等の各団体を幅広く会員とする「日本 I F I A Rネットワーク」の第7回総会を2023 年6月に開催し、関係者と意見交換を行ったほか、同ネットワークの活動を契機と

¹ 企業経営陣、監査委員会、外部監査人、基準設定主体、規制監督当局、投資家その他利害関係者等の様々な関係者が財務報告の作成・監査・利用等に関する枠組み

した講演・寄稿等を通じて、I F I A Rの活動を国内に発信した。(別紙 21 参照)

また、I F I A Rのホスト国²として、I F I A Rの活動に関する戦略的な取組みを推進するためI F I A R戦略企画本部を設置しているほか、2023年2月の代表理事会東京開催や事務局員としての職員の派遣を含め、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。

² I F I A Rは、東京に事務局を置く唯一の金融関係国際機関

「記述情報の開示の好事例集」の概要

- 2019年3月に初めて公表した「記述情報の開示の好事例集」について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後公表された有価証券報告書における好事例を公表・更新

記述情報の開示の好事例集

- 2022事務年度は、2023年1月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、新たに開示が求められる「サステナビリティ情報」に関する開示等を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2022」として公表（2023年1月、同年3月最終更新）。
- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。

目次 (2/6)

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例

2. 「社会（人的資本、多様性等）」の開示例	(番号)
● ● ● 株式会社 丸井グループ	2-1~2-3
● ● ● 双日株式会社	2-4~2-7
● ● ● カゴメ株式会社	2-8~2-11

好事例として取り上げた企業の主な取組み③ (カゴメ株式会社)

【開示の充実化に当たっての課題】

進めていたが、目標や方針及びマテリアリティが設定されてはなかった。

決定する必要性を認識し、温室効果ガスの削減目標、水及び、また、環境に関するマテリアリティも設定し、その際には、

投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：人的資本、多様性等

- ・ 人的資本可視化指標で示されている2つの類型である、**独自性**(自社固有の戦略や、ビジネスモデルに沿った取組み・目標・目標を開示しているか)と**比較可能性**(標準の指標で開示されているか)の観点を通覧使い分け、又は、併せた開示は有用
- ・ KPIの目標設定にあたり、なぜその目標設定を行ったのが、**企業理念、文化及び戦略と結びついて説明**されることは有用
- ・ マテリアリティをどう考えているのかについて、**比較可能性のある形で標準化**していくことは有用
- ・ グローバル展開をする企業は、サステナビリティ情報の開示において、例えば、人権に関する地政学リスク等、**ロケーション**について着目することも有用
- ・ 独自指標を数値化する場合、**定義を明確にし、定量的な値とともに開示**することは有用
- ・ 背景にあるロジックや、前提、仮定の考え方を開示することは有用
- ・ 人的資本の開示にあたり、経営戦略をはじめとする**全体戦略と人材戦略がどう結びついているか**を開示することは有用

金融庁
2023年3月24日

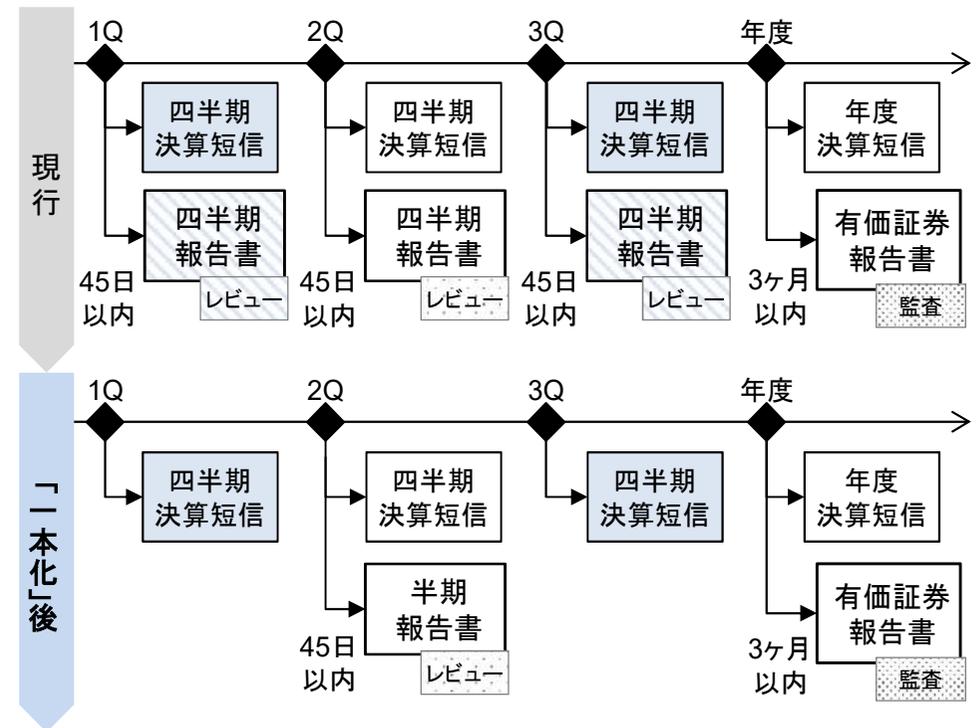
金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)(2022年12月公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

四半期開示

(法改正事項)

- 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に**、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、**適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**
- 四半期開示(第1・第3四半期)について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止し(法改正事項)**、取引所の規則に基づく**四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ
 - 当面は、**四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
 - **開示内容**については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報(セグメント情報等)を追加**
 - **監査人によるレビュー**については、**任意とするが、会計不正等が起こった場合には一定期間義務付け**
 - **虚偽記載**に対しては、取引所のエンフォースメントをより**適切に実施**。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、**罰則の対象**になりうる
 - 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め**ることとし、提出期限は**決算後45日以内**に。非上場企業も**上場企業と同じ枠組みを選択可能(法改正事項)**
 - **半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の公衆縦覧期間(各3又は1年間)を5年間へ延長(法改正事項)**



金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(サステナビリティ開示)(2022年12月公表)

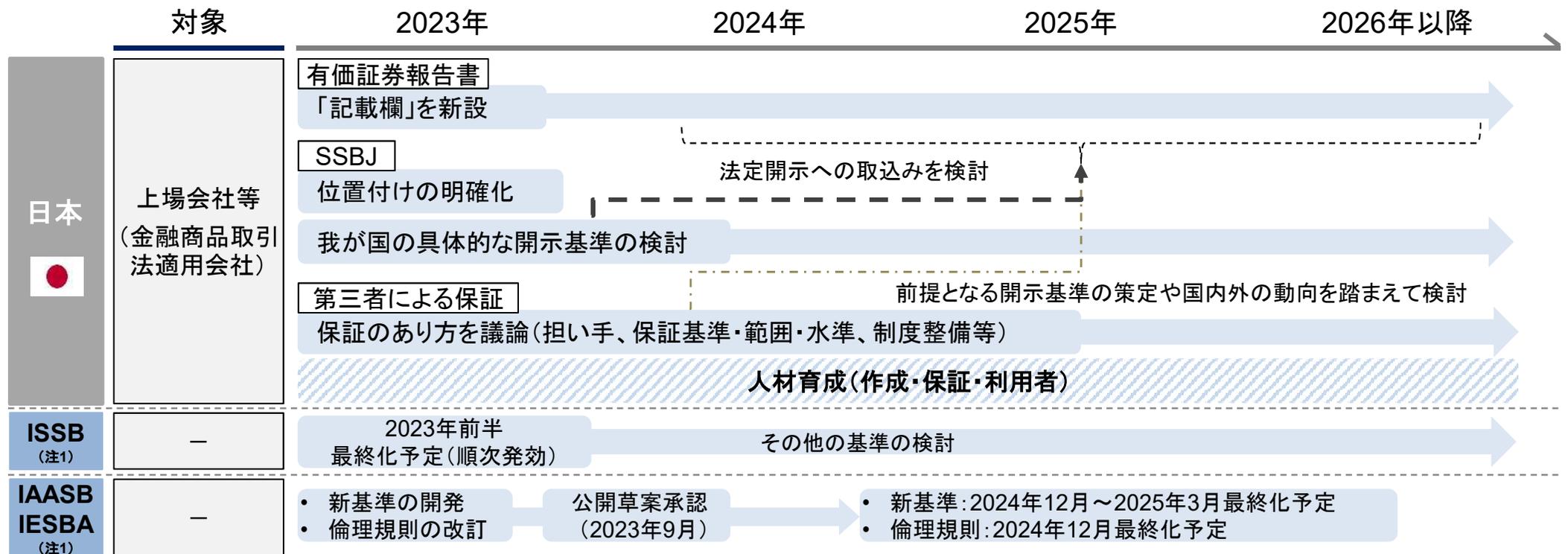
□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、サステナビリティ開示について、以下の内容を取りまとめ

サステナビリティ開示

- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づけ(府令事項)
 - 今後の検討課題(サステナビリティ開示基準、開示内容に対する第三者による保証(※)等)、ロードマップについて議論
- ※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(注2)米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正(2023年1月31日公布・施行)

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する(2023年3月期から適用)

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示
(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能^(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2) 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

コーポレート・ガバナンスの状況に係る改正(2023年1月31日公布・施行)

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、取締役会等の機能発揮の観点から、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に「取締役会等の活動状況」等の記載欄を新設

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- **コーポレート・ガバナンスの状況**

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

コーポレート・ガバナンスの状況 ※青字新設

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

- 企業統治の体制の概要(取締役会や各委員会の体制等)

＜新設＞取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役等の出席状況等)

(2) 役員の状況(役員の略歴一覧)

(3) 監査の状況

- 監査役監査の状況(体制、活動状況等)、内部監査の状況

＜新設＞内部監査の実効性を確保するための取組み(デュアルレポーティングラインの有無を含む)

- 会計監査の状況、監査報酬の内容

(4) 役員報酬の状況(報酬方針、業績連動報酬の内容、個別報酬額等)

(5) 政策保有株式の状況

- 政策保有株式の保有方針、銘柄ごとの情報等

＜新設＞政策保有株式の発行会社と営業上の取引、業務上の提携をしている場合の説明

IPOにおける公開価格設定に関する開示ガイドライン改正

- 令和4年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理を踏まえ、新規公開(IPO)プロセスに関し、仮条件の範囲外で公開価格を決定する場合や、公開価格決定と同時に売出株式数を変更する場合における訂正届出書の効力発生日について、企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化するもの。
- 改正内容は、以下の場合に、従来のIPOと同様、訂正届出書の提出日又は翌日に届出の効力が発生すること(効力の発生により、株式の売付けが可能となる)を認めるもの。

① 仮条件の範囲外の公開価格の設定

決定される公開価格が、仮条件の上限価格の120%～下限価格の80%の範囲内

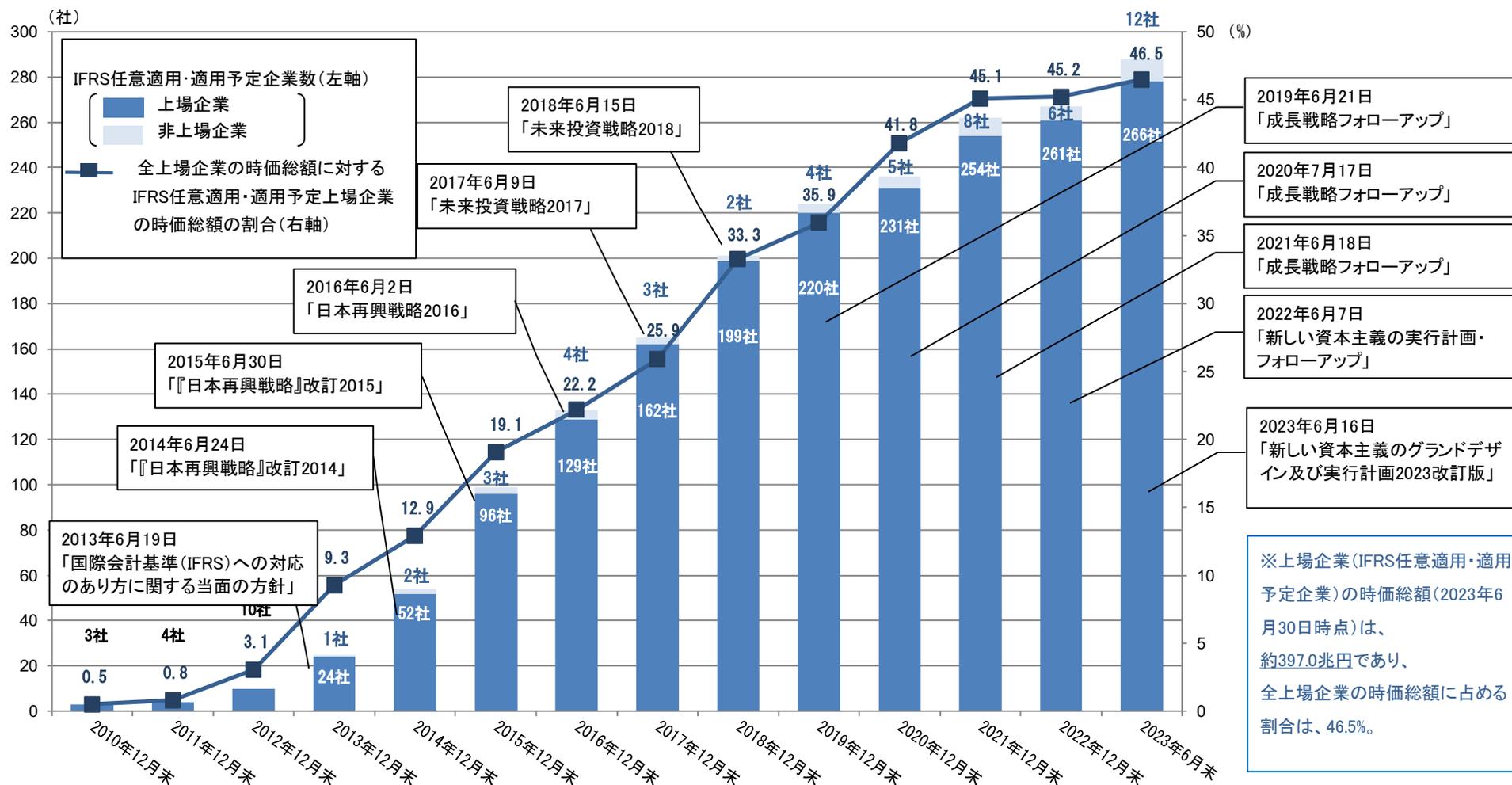
② 売出株式数の変更

公開価格の決定と同時に変更される売出株式数が、
仮条件決定時の売出株式数の120%～80%の範囲内

※ ただし、①・②とも、オフリングサイズ(募集+売出しに係る株式数×価格)が、仮条件決定時のオフリングサイズの上限の120%～下限の80%の範囲内

我が国におけるIFRS任意適用企業の拡大（2023年6月末時点：278社）

（別紙7）



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(別紙8)

(2016年3月8日公表)

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

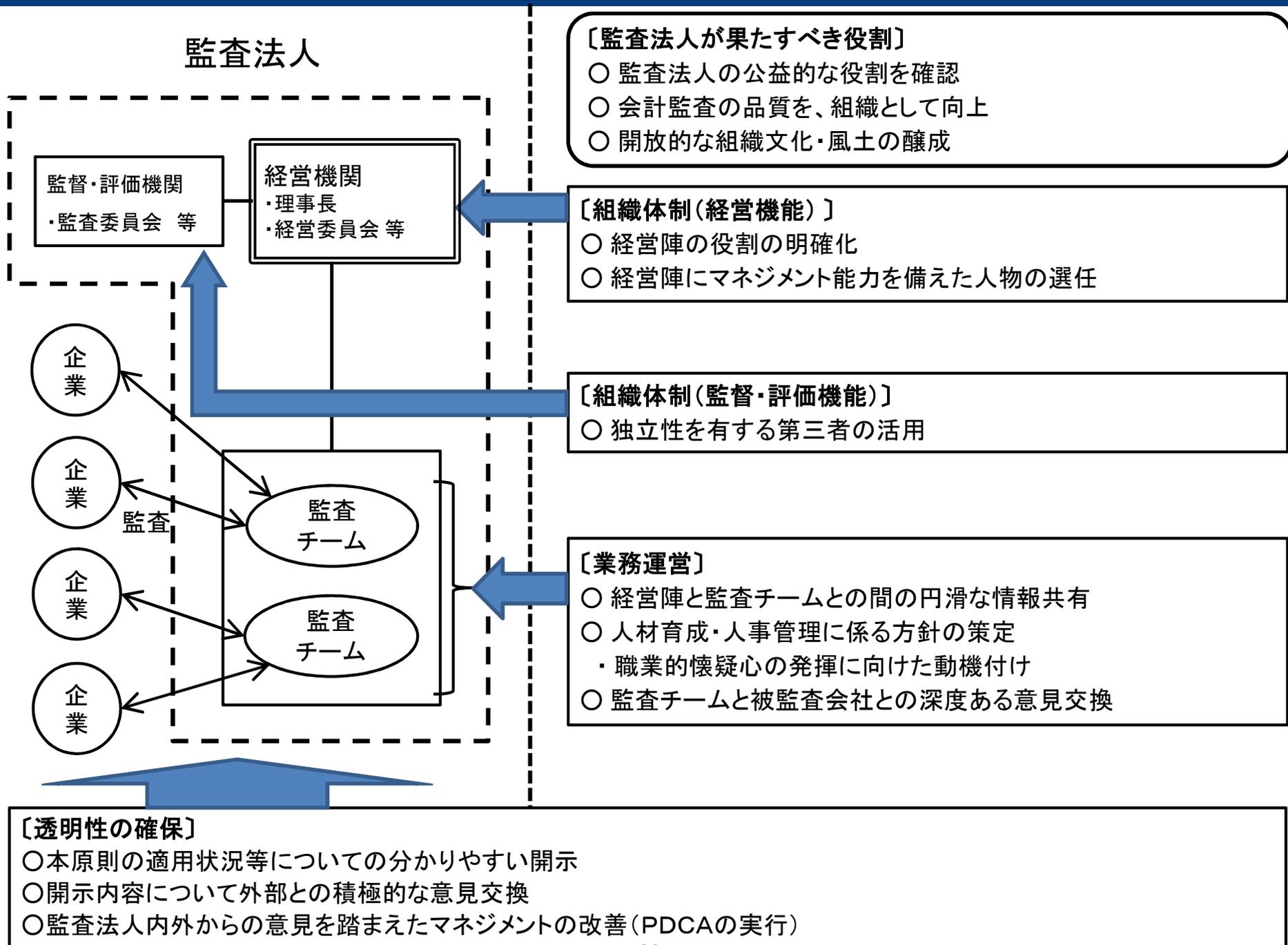
- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)

(別紙9)

(2017年3月31日公表)



「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

○「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
 - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
 - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

○ 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせで監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

(参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

【英CMAの提案概要】

当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

環境変化・新たな課題

対応の方向性

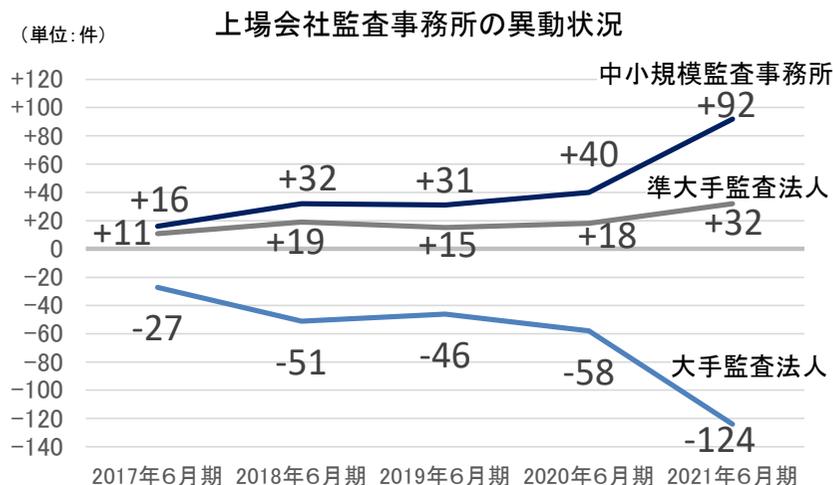
<p>会計監査の信頼性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動が複雑化し、上場会社の多様性が広がる中、中小監査事務所を含め、上場会社の監査の担い手の裾野が拡大 会計監査の品質管理の高度化 海外における監査の在り方の見直しに向けた動向 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小監査事務所等に対する支援の充実 ■ 上場会社の監査に高い規律を求める制度的枠組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れの促進 ■ 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 深度ある品質管理レビューの実施 ・ 公認会計士・監査審査会による検査範囲の見直し
<p>公認会計士の能力発揮・能力向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士の働き方の多様化 <ul style="list-style-type: none"> — 女性活躍の進展 — 組織内会計士の増加 監査基準の高度化やAIを始めとする監査の技術革新の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限について見直しを検討 ■ 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策の検討や、研修プログラムの充実等 ■ 継続的専門研修（CPE）、実務補習・業務補助等の充実（公認会計士試験制度の在り方については、中長期的な目線で検討） ■ 監査事務所と企業の人材交流等による公認会計士の現場感覚の養成 ■ CPEの受講義務を適切に履行しない者に対する対応
<p>高品質な会計監査を実施するための環境整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス・コードに基づく企業の取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査役等や内部監査部門とのコミュニケーション・連携の強化 ■ 内部統制の整備・運用状況の分析、実効性向上に向けた議論

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の**能力発揮・能力向上**に資する公認会計士制度を実現

会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

背景：上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入。
- 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認。
- 上場会社の監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードの受入れなどの体制整備や情報開示の充実を規律付け。

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

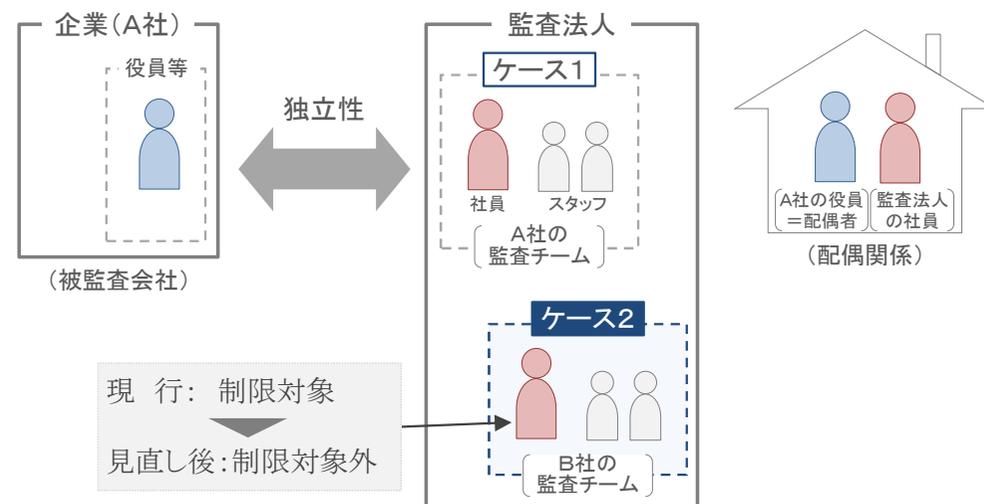
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景：共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に業務制限の対象を限定。
 （現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象）



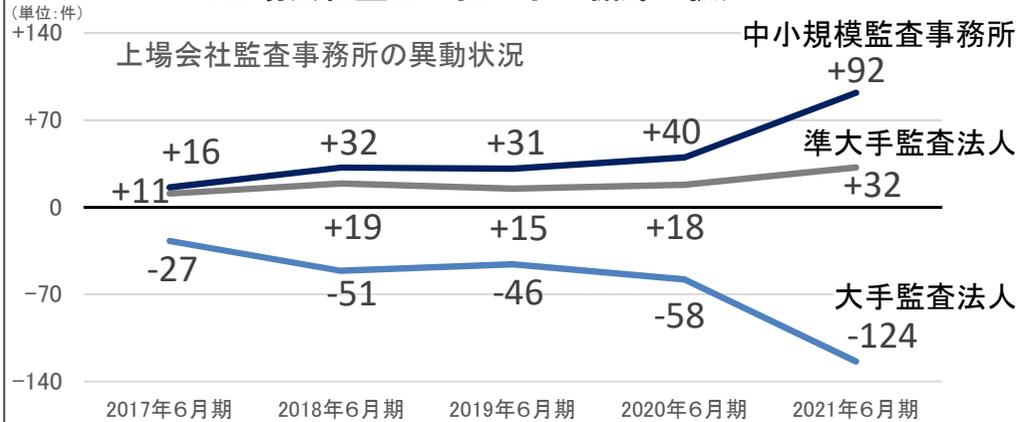
<その他の事項>

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進
 （協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ）

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(2022年5月成立、2023年4月施行)概要

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、**会計監査の信頼性確保**や公認会計士の一層の**能力発揮・能力向上**に資する制度を実現

＜上場会社監査の担い手の裾野の拡大＞



＜ダイバーシティの進展・働き方の多様化＞



会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

- 上場会社監査について、法律上の**登録制を導入**
【公認会計士法第34条の34の2等】
 - 登録に際し、日本公認会計士協会が**適格性を確認**
【公認会計士法第34条の34の6】
 - 上場会社の監査事務所に対し、**適切な体制整備を義務付け**
(監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実を想定)
【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。
【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

- 効果的・効率的なモニタリングに向け、公認会計士・監査審査会に委任される立入検査権限等を見直し
【公認会計士法第49条の4第2項】

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

- 現行法は、監査法人の独立性確保のため、
- ・ 監査法人の社員の配偶者が役員等を務める会社等に対して、
 - ・ その社員が監査に関与するか否かを問わず、
- 監査法人による監査業務の提供を制限
- **監査に関与する社員等に対象を限定した制限に見直し**
【公認会計士法第34条の11第1項】

その他の事項

- ・ 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加【公認会計士法第17条】
- ・ 資格要件である**実務経験期間**の見直し(2年以上→3年以上)【公認会計士法第3条】
- ・ 継続的専門研修の**受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備**
【公認会計士法第21条】
- ・ 日本公認会計士協会による**会計教育活動の推進**
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ)
【公認会計士法第44条第1項】

公認会計士法改正に伴う改正政府令の概要

□ 令和4年公認会計士法改正に伴う改正政府令を2023年1月25日に公布(施行は4月1日)。

I. 上場会社監査に関する登録制の導入

1. 「上場会社等」の範囲 [政令]

- 登録しなければ監査することができない「上場会社等」の範囲を規定
 - 株券等を上場している者
 - 株券等を上場しようとする者(IPOのための有価証券届出書を提出する者) 等

2. 登録拒否要件 [政令・内閣府令]

- 登録に必要な社員の最低人数を「5人」とする[政令]
- 上場会社等の監査業務を公正・的確に遂行するための体制として、以下の体制整備を求める[内閣府令]
 - 人的体制 (以下を含む)
 - ・ 上場会社等の監査経験を有する社員が過半数いること
 - ・ 過去の品質管理レビューで極めて重大な不備がなかったこと
 - 改訂品質管理基準を踏まえた体制 (以下を含む)
 - ・ 品質管理専担部門の設置(又は主として従事する者の選任)

3. 業務管理体制の整備 [内閣府令]

- 上場被監査会社の属性に応じて、十分な知見を有する公認会計士を監査チームに配置するための体制を整備
- 監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を行う体制、コードの適用状況を公表するための体制を整備

4. 情報開示のための体制整備 [内閣府令]

- 品質管理システムの状況、自己評価の結果・その理由、改善策等を公表する体制の整備(法定の説明書類での開示)
- 経営管理の状況、IT監査の状況、人材確保の状況等を公表する体制を整備

II. 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

- 業務制限が適用される社員の範囲を規定 [政令]
 - 監査に関与する社員
 - 関与社員を管理する地位にある社員
 - 品質管理担当社員 等

III. その他の事項

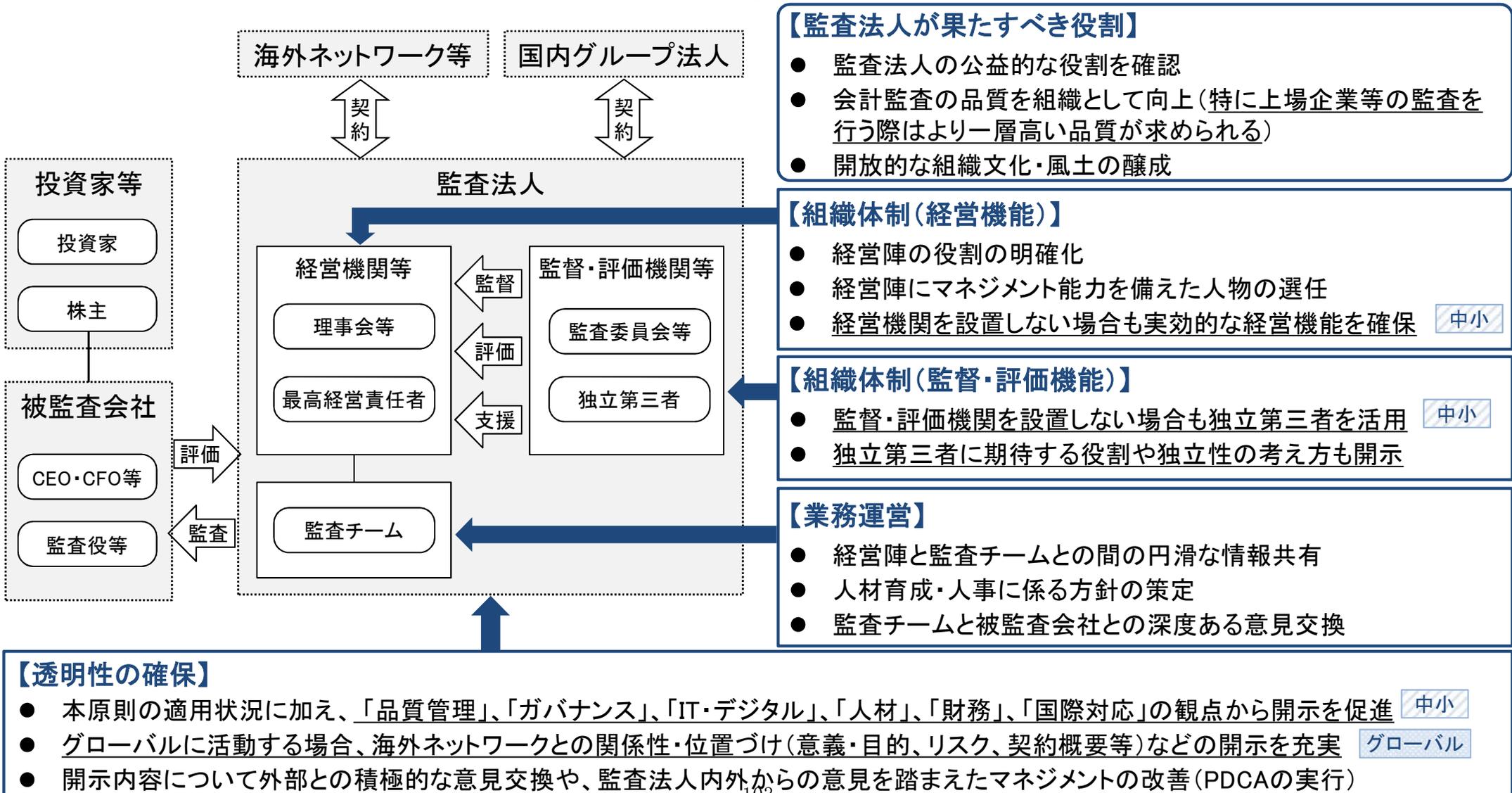
- 企業等に勤務する公認会計士の登録事項として、企業等の名称、勤務する施設の名称・所在地を追加 [府令]
- 公認会計士登録が抹消される継続的専門研修の不受講期間を「3年」とする [府令]

監査法人のガバナンス・コード改訂の主なポイント

(別紙16)

(2017年3月策定、2023年3月改訂)

- 上場企業等の監査に関する法律上の登録制の導入に伴い、上場企業等を監査する監査法人に対し、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務管理体制整備や情報開示の充実を規律づけ。公認会計士協会が中小監査法人の体制整備を支援。
- 有識者検討会での議論を踏まえて、①中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進、②監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を図るため、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、2023年3月にコードを改訂(主な改訂部分は下線)



内部統制報告制度の見直し

□ 財務報告に関する内部統制の実効性向上を図る観点から、2022年10月より、企業会計審議会内部統制部会において内部統制報告制度^(注)の基準・実施基準等の見直しについて議論を開始。同部会で基準等の改訂案をとりまとめ、2023年4月に企業会計審議会総会において最終化(改訂基準等は、2024年4月1日以後開始する事業年度から適用)。

(注) 内部統制報告制度(2008年に導入)とは、経営者に対して財務報告に係る内部統制の有効性の評価と、その評価結果の報告(内部統制報告書の提出)を金融商品取引法で義務付けたもの。報告書の提出に際しては、公認会計士等による監査証明が必要。

- ① 経営者による内部統制の評価範囲外(例:海外子会社等)での重要な不備の発生や、十分な理由の開示なく内部統制の有効性の評価の訂正が繰り返されるなど、**制度の実効性に懸念**。
- ② 国際的な内部統制の枠組みは、**経済社会の構造変化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題**対処のために改訂を実施しているものの、日本の内部統制報告制度では未反映。

内部統制が有効でないと表明した(訂正)内部統制報告書の提出状況



米国における内部統制の枠組みの動向

- ガバナンスの概念や、内部統制・ガバナンス・全組織的なリスク管理(ERM)の連携を強調した改訂が行われている。



※ 米国COSO(トレッドウェイ委員会支援組織委員会)の枠組みの改訂

背景

基準等の改訂ポイント

① 制度の実効性向上

- **経営者による内部統制の評価における適切なリスクアプローチの徹底、評価に関する開示の充実**
 - 内部統制の評価範囲の選定の際に、数値基準(売上高2/3等)の機械的な適用ではなく、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮すべき旨を強調。評価範囲の選定の考え方の開示事項を明示。
 - 評価範囲等について、経営者と監査人との協議を促す。
 - 内部統制の評価の訂正時に、訂正の経緯や理由の開示を求める。

② 内部統制の最新の知見の反映

- **直面する課題や国際的な内部統制の枠組みを踏まえ、内部統制の概念をアップデート**
 - 内部統制とガバナンスや全組織的なリスク管理(ERM)との一体的な整備・運用の重要性の明示。
 - 不正に関するリスクへの対応の強調 など

※ 中長期的課題として、サステナビリティ情報等の非財務情報の取扱い、内部統制監査の方式変更や開示の充実等。監査方式に関し、経営者の内部統制評価への監査(現行)から、監査人による内部統制の直接監査(ダイレクト・レポート)に変更すべきとの意見あり。

「監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント」の概要 (別紙18)

「監査上の主要な検討事項(KAM)」の実務の定着と浸透を図ることを目的として、「監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント2022」を公表(2023年2月公表)。

- 監査上の主要な検討事項(KAM)は、2021年3月期から本適用開始
- 2022年3月期は、本適用2年目となり、創意工夫のあるKAMの記載が見られる一方、KAMのボイラープレート化への懸念等の課題も
- これらを踏まえ、今後の更なる実務の定着と浸透を図るため、「KAMに関する勉強会」を開催し、記載内容や傾向について議論
- 本勉強会の議論を踏まえ、「監査上の主要な検討事項(KAM)の特徴的な事例と記載のポイント2022」を公表
- それぞれの事例には、特徴的な記載として着目したポイントを各頁の上部に記載の上、主に該当する箇所を青色の枠囲みで表示
→ 公表資料を参考に、今後、更なるKAMの記載の充実化が図られることを期待

勉強会メンバー

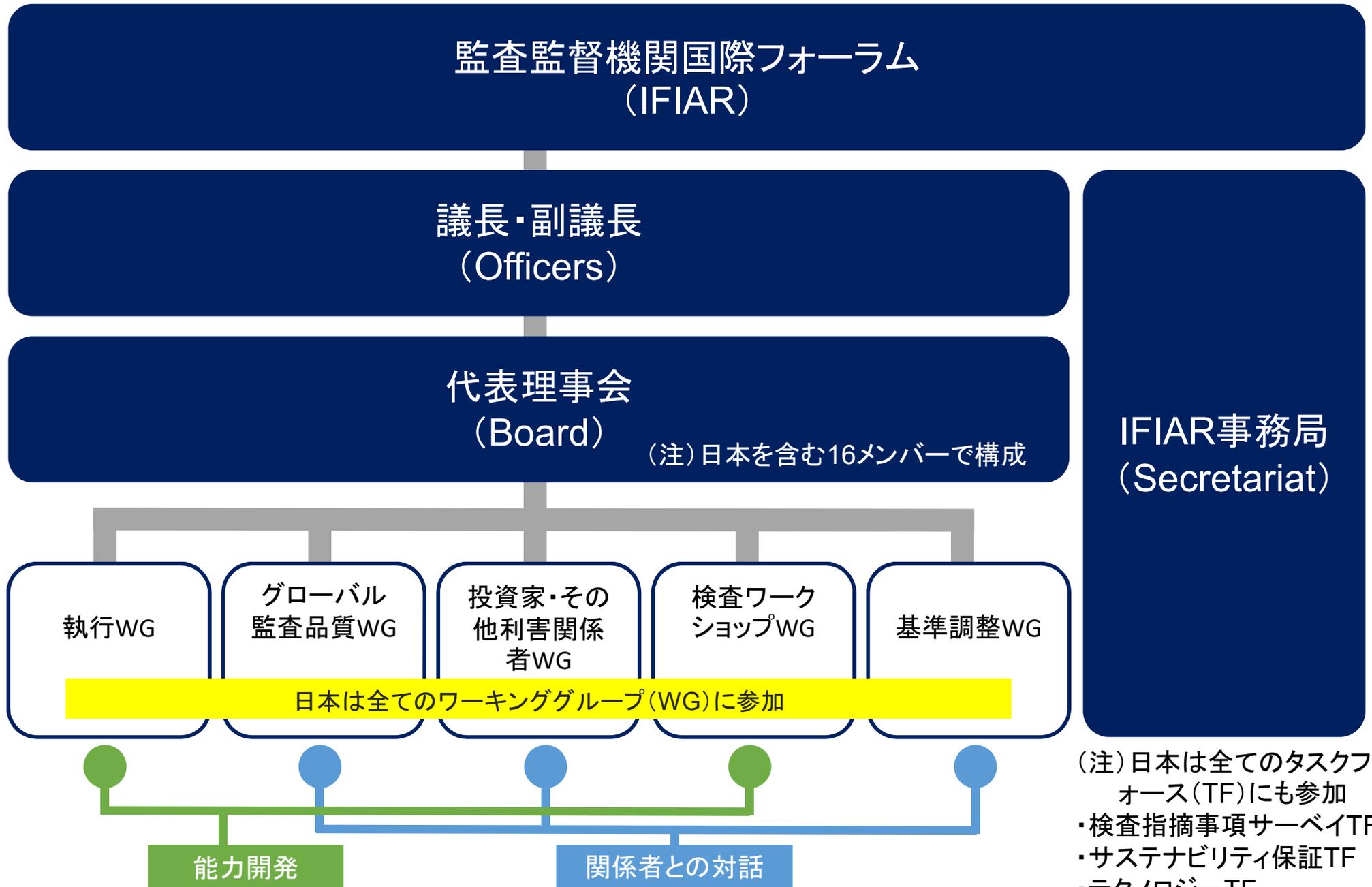
- メンバー(13名) ※五十音順 (2023年2月17日現在)

氏名	所属
井口 譲二 氏	ニッセイアセットマネジメント(株) 執行役員 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
今給黎 真一 氏	(株)日立製作所 財務統括本部担当本部長
大瀧 晃栄 氏	SMBC日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト / (公社)日本証券アナリスト協会 企業会計研究会 委員
小畑 良晴 氏	(一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部長
塩谷 公朗 氏	三井物産(株) 常勤監査役 / (公社)日本監査役協会 副会長
三瓶 裕喜 氏	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
関口 智和 氏	有限責任あずさ監査法人 開示高度化推進部長 パートナー / 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 起草委員
辻 幸一 氏	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 監査委員会 委員長
林 隆敏 氏	関西学院大学商学部 教授
増野 大作 氏	野村證券(株) エクイティ・リサーチ部デピュティヘッド
町田 祥弘 氏	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授
松本 祥尚 氏	関西大学会計専門職大学院 教授
結城 秀彦 氏	日本公認会計士協会 常務理事

- 上記メンバーに加え、以下の関係者を招き、意見交換を実施

有限責任あずさ監査法人	有限責任監査法人トーマツ
EY新日本有限責任監査法人	PwCあらた有限責任監査法人





欧州(32)

アイルランド(IAASA)*
 アルバニア(POB)
 イギリス(FRC)*
 イタリア(CONSOB)
 ウクライナ(APOB)
 オーストリア(APAB)
 オランダ(AFM)*
 キプロス(CyPAOB)
 ギリシャ(HAASOB)*
 クロアチア(MOF)
 ジブラルタル(GFSC)
 ジョージア(SARAS)
 スイス(FAOA)*
 スウェーデン(RI)
 スロバキア(UDVA)
 スロベニア(APOA)
 スペイン(ICAC)
 チェコ(RVDA)
 デンマーク(DBA)
 ドイツ(AOB)*
 ノルウェー(FSA)
 ハンガリー(APOA)
 フィンランド(PRH)
 フランス(H3C)*
 ブルガリア(CPOSA)
 ベルギー(BAOB)
 ポーランド(PANA)
 ポルトガル(CMVM)
 リトアニア(AAAPVIM)
 ルーマニア(ASPAAS)
 ルクセンブルグ(CSSF)
 ロシア(MOF/FT)

アジア大洋州(11)

インドネシア(PPPK)
 韓国(FSC/FSS)
 シンガポール(ACRA)*
 スリランカ(SLAASMB)
 タイ(SEC)
 台湾(FSC)*
 日本(FSA/CPAAOB)*
 フィリピン(SEC)
 マレーシア(AOB)
 オーストラリア(ASIC)*
 ニューージーランド(FMA)

中東(4)

アブダビ(ADAA)
 サウジアラビア(CMA)
 ドバイ(DFSA)
 トルコ(CMB/POA)*

アフリカ(3)

ボツワナ(BAOA)
 南アフリカ(IRBA)*
 モーリシャス(FRC)

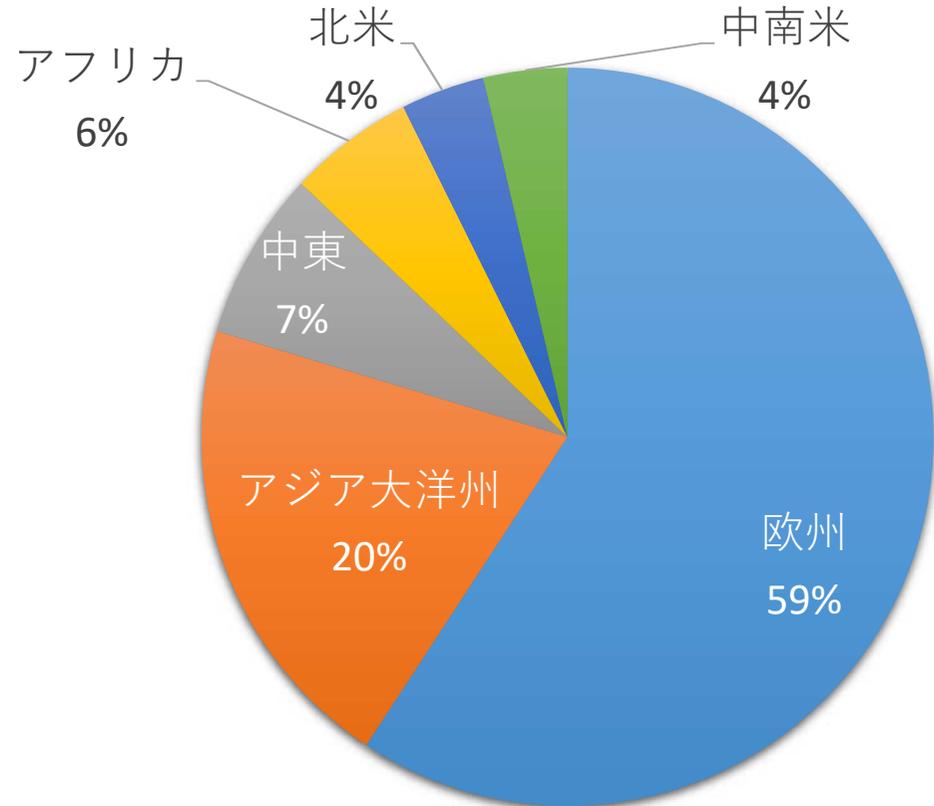
北米(2)

アメリカ(PCAOB)*
 カナダ(CPAB)*

中南米(2)

ケイマン(AOA)
 ブラジル(CVM)*

2023年6月時点



※ 下線を引いてある22か国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)に署名。

※「*」の記載がある16か国・地域は代表理事会メンバー。

- 2016年12月に設立。
- IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論のIFIAR事務局へのインプット、IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じたIFIARにおける取組の紹介、などの活動を行っている。
- 会員は以下のとおり。

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
- 日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会(IBA)
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会

第二種金融商品取引業協会

- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本IR協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

(注)各分類内で50音順

計21会員 22団体

○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計9会員。

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理（2022年6月）を踏まえ、非上場株式のセカンダリー取引の円滑化のため、特定投資家向けの有価証券を私設取引システム（PTS）で取り扱うことができるよう政令の改正を行った（2023年7月施行）。

証券取引等監視委員会より、合同会社による社員権の取得勧誘について建議が行われたことを踏まえ、合同会社等の使用人（従業員）による社員権の取得勧誘の適正化を図るため、社員権の発行者に関する規定を見直す内閣府令の改正を行った（2022年10月施行）。

II 金融商品取引所等をめぐる動き

1. 市場構造改革について

東京証券取引所は、2022年4月に市場区分の見直しを行い、その実効性向上や上場企業の企業価値向上に向けて、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を開催した（同年7月より10回開催）。また、上場維持基準に関する経過措置の取扱い等を含む論点整理や今後の東京証券取引所としての取組みを公表した（2023年1月）。

2. 東京証券取引所のシステム強靱化

東京証券取引所は、システム障害を契機として市場のレジリエンス・利便性の向上や国際競争力の強化等の観点から、2024年度に立会時間の30分延伸を実現するため、システム改修を進めるとともに、幅広い市場関係者への説明会の開催や業界横断的な対応の検討を進めた。

3. スタートアップにおける新規上場手段の多様化

東京証券取引所は、スタートアップにおける新規上場手段の多様化を図る観点から、企業特性に合わせた上場審査の円滑化（2022年12月）やダイレクトリスティングの制度の導入（2023年3月）等、所要の環境整備を行った。

4. 大阪取引所の祝日取引制度の開始

大阪取引所は、祝日中のヘッジ取引機会提供による投資者の更なる利便性向上及び我が国デリバティブ市場の競争力強化を図る観点から、祝日取引制度を開始した（2022年9月）。

5. 上場株式等を取り扱う私設取引システム（PTS）に係る監督

上場株式等の流通市場におけるPTSの存在感が増しつつある中で、取

引所との横並びでモニタリングを行う必要性が高まり、PTSの監督業務が監督局証券課から企画市場局市場課市場業務室へ移管された（2023年7月）。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

2023年11月に日本証券クリアリング機構における上場デリバティブ取引の証拠金計算方法の精緻化を行うにあたって、制度整備や業界説明を行った。

外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加した。

取引情報報告制度の報告項目の拡充等に向け、内閣府令の改正（2022年8月）を行うとともに、報告項目の定義等について明確化を図るため、ガイドラインを策定した（同年12月）。

Ⅳ 国際金融センターの実現

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みである。また、大きな実体経済と株式市場、約2,000兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

1. 海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

こうした、我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に関する以下の各施策を実施した。

（1）海外資産運用業者等の声も踏まえ、「拠点開設サポートオフィス」を通じた、資産運用業者等に対する事前相談・登録審査・登録後の監督等の英語でのワンストップ対応の対象となる第二種金融商品取引業の範囲を一部拡大した（2022年10月）。これに伴い、投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」も改訂した（2022年10月）。さらに、国際金融センターの特設ウェブサイトを通じて、人的構成を含めた登録等の要件の明確化や情報発信を行った。

（2）拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が14件完了するとともに、届出（海外投資家等特例業務に関する届出）を1件受理した（2022年7月～2023年6月の件数。変更登録含む。なお2021年1月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから2023年6月までの累計

数は 23 件)。

(3) 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施中であり、英語での業登録・届出支援が 7 件完了した (2022 年 7 月～2023 年 6 月の件数)。

(4) 中小企業庁等において、金融庁とも連携し、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象を資産運用業者等へ拡大した (2023 年 6 月)。

2. 海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組みを充実させることに加え、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、以下の各施策を実施した。

(1) 海外金融事業者の間で特に関心の高い事項について、テーマ別のウェビナーを複数回主催したことに加え、外部団体のイベントにも登壇をするなど、積極的にプロモーション活動を行った (2020 年 7 月以降、約 70 回のイベントを開催・登壇し、延べ約 5700 名が参加)。

(2) 現地金融事業者との面会やイベントでの登壇など、プロモーション活動を実施した (2022 年 10 月以降、5 回出張 (ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、シンガポール、香港))。

(3) 国際金融センターの特設ウェブサイトにつき全面的なリニューアルを完了した (2023 年 3 月)。

(4) AI 翻訳サービスについて、金融庁の英語発信力強化に向けて、庁内での利用普及に努めた。

V 資産運用業の高度化

1. 金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに資産運用会社におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

2. 資産運用業の高度化に向けた取組み

ガバナンス機能の強化に向けた取組みが、運用力の強化に繋がり、顧客利益を最優先した商品組成や良好なリターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているか等の観点で資産運用会社との対話を継続的に実施した。

また、インベストメント・チェーンの機能向上の一環として、企業年金等のオルタナティブ運用など、機関投資家（アセットオーナー）の運用高度化に向けた取組みや運用手法について、機関投資家や資産運用会社、有識者等からのヒアリングを通じ、調査・分析を行った。

上述の各資産運用会社との対話の状況や調査分析結果を「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」としてとりまとめ、公表した（2023年4月）。